※貸与事業

令和５年度　石川県介護福祉士修学資金貸与
～　募 集 案 内　～

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

１　概要

（１）この事業は、本県の①介護サービスの質の向上、②質の高い介護人材の確保を図ることを目的とした貸与事業です。

（２）この修学資金は、**無利子でお貸しする貸付金**です。
※給付型奨学金ではありません。

（３）養成施設を卒業後、以下の要件をすべて満たすと、修学資金の返還が免除されます。
①　介護福祉士に登録する
②　介護福祉士として、５年間継続して、石川県内（以下「県内」）で、返還免除対象業務に従事する　※返還免除対象業務は別紙をご覧ください

（４）在学中に学業不良のため留年したり退学した場合や、卒業後に（３）の返還免除の要件を満たせなくなった場合等は、お貸しした修学資金を返還していただきます。返還期間内に返還が終了しない場合は、延滞利子が発生します。

（５）修学資金を借り受けた場合は、養成施設での就学状況や、卒業後の勤務状況等を石川県社会福祉協議会（以下「県社協」）に、報告する必要があります。

２　対象者

（１）次の①～⑤のすべてに該当していることが必要です。

①　県内に所在する養成施設に在学中の方

対象校	金城大学、金沢福祉専門学校、専門学校アリス学園、 国際医療福祉専門学校　七尾校

②　貸与申請日時点で日本国内に住民登録がある方

③　養成施設を卒業後に県内において介護福祉士として少なくとも５年間継続して返還免除対象業務に従事しようとする方

④　以下のいずれかに該当する方であって、家庭の経済状況等から貸与が必要と認められる方

ア　学業成績が優秀と認められる方

イ　卒業後中核的な介護職として就労意欲があり、介護福祉士資格取得に

向けた向学心が認められる方
⑤　暴力団員等反社会的団体関係者でない方

（２）すでに、同種の国庫補助事業による貸与及び給付を受けている場合は、事前に県社協にご連絡ください。
（例）生活福祉資金の修学に関する資金を受けている場合
日本学生支援機構の奨学金を受けている場合（貸与型との併用は可能）
離職者訓練を受講している場合
高等教育の修学支援制度における「授業料減免」をうけている場合
※ただし、「授業料減免」を受けている場合、減免後も自己負担が生じる場合に限り、自己負担額の範囲内において、貸与を受けることができます。授業料総額、減免額等確認ができる書類が必要です。

３　貸与の内容

（１）貸与額

1	修学資金（月額）	50,000 円以内	養成施設の在学期間が上限となります。
2	入学準備金	200,000 円以内	希望者には、初回の修学資金の貸与時にあわせて貸与します。
3	就職準備金	200,000 円以内	希望者には、最終回の修学資金の貸与時にあわせて貸与します。
4	国家試験受験対策費用（年額）	40,000 円以内	卒業年度の国家試験を受験する意思のある希望者に、最大 80,000 円（40,000 円×2 回）貸与します。
5	生活費加算	申請時に、生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると知事が認める世帯の世帯員である方（外国人留学生を除く）が対象です。ただし、生活保護の支給を同時に受けることはできません。また、「給付型奨学金」の利用者は、生活費加算を受けることはできません。 ※加算を希望する場合は県社協に連絡してください。	

（２）利子　　無利子
（３）貸与期間　　養成施設の在学期間内
（４）貸与方法　　年３回に分けて貸与（口座振込）

４　連帯保証人

必ず１名必要です。要件は次のとおりです。
①　返還債務を負担する資力のある方
②　原則として、法人又は、県内に住民登録を有する成年の方
※貸与を希望する方が未成年（日本国籍の場合は 18 歳未満、外国籍の場合

はその国の法による）の場合、法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります。ただし、法定代理人に資力がない場合は、別に連帯保証人を立てる必要があります。また、申請者が未成年の外国人留学生で、法定　代理人が海外居住者の場合、法定代理人とは別に資力を有する連帯保証人を立てる必要があります。

５　募集期間

令和５年４月３日（月）～５月３１日（水）まで
※この期間内に、**養成施設を経由して**申請が必要です。

６　募集人員

４５人程度

７　申請について

在学している養成施設を経由して申請してください。
※直接、県社協に申請できません。

（１）貸与を希望する方(申請者)は、在学している養成施設に申し出てください。
（２）①～⑧の書類を、記入漏れや不備のないよう準備し、養成施設に提出してください。
① 貸与申請書（第１号様式）
② 推薦書（第２号様式）
③ 個人情報の取扱同意書
④ 住民票（申請者及び連帯保証人のもの）
※外国人の方は、国籍と在留資格などを省略しないもの
⑤ 成績証明書（１年次の場合は最終学歴のもの）
⑥ 所得証明書（申請者と生計を一にする方全員及び連帯保証人のもの）
※前年度分の所得証明書又は源泉徴収票、確定申告書、年金通知書の写し
⑦ 離職したことを証明する書類
※養成施設への入学時に４５歳以上の方で、離職して２年以内の中高年離職者のみ
⑧ 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書又はこれに準ずる経済状況であることが確認できる書類
※生活費加算申請者のみ。対象者は貸与申請時に、生活保護受給世帯又は

これに準ずる経済状況にある方です。加算を希望する場合は、事前に県社協にご連絡ください。

（注）株式会社等の法人による連帯保証も可能です。この場合は、④住民票を法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）とし、⑥所得証明書を法人の前年度決算報告書としてください。また、法人が連帯保証を決議した役員会等の議事録の写し（原本証明のあるもの）を提出してください。

８　申請から返還免除までの流れ

① 申請者は、養成施設に申請書類を提出します。
② 県社協は、養成施設を経由して提出された書類に基づき、審査します。
③ 貸与を決定した場合は、県社協と申請者とで金銭消費貸借契約書を取りかわします。（この契約により申請者は借受人となります）
④ 県社協は、年３回に分けて借受人に修学資金を振り込みます。契約期間中、毎年度、県社協は借受人の就学状況を養成施設経由で確認します。
⑤ 借受人は養成施設を卒業したら、介護福祉士に登録し、県内で返還免除対象業務に就いたことを県社協に届け出ます。
⑥ 返還が免除になるまで、毎年度、県社協は、借受人の就業状況を確認します。借受人は、従事先から証明を受けた書類を、県社協に提出します。
⑦ 借受人は、介護福祉士として県内で５年間継続して従事した場合は、県社協に返還免除を届け出ます。
※過疎地域で就業した場合又は中高年離職者は３年間

５年間・・・在職期間が 1,825 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 900 日以上 ３年間・・・在職期間が 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上 過疎地域・・七尾市（旧能登島町、旧中島町、旧田鶴浜町）、輪島市、珠洲市、加賀市（旧山中町）、羽咋市、志賀町（旧志賀町、旧富来町）、宝達志水町、穴水町、能登町中能登町、白山市（旧鳥越村、旧吉野谷村、旧白峰村）

⑧ 県社協は、返還免除の届出を審査し、承認した時は、借受人の返還を免除します。

※在学中に学業不良のため留年したり退学した場合や、卒業後に返還免除の要件を満たせなくなった場合等は、お貸しした修学資金を返還していただきます。返還期間内に返還が終了しない場合は、延滞利子が発生します。

９　お問い合わせ先

石川県社会福祉協議会　地域福祉課
〒９２０－８５５７　石川県金沢市本多町３丁目１番１０号
TEL ０７６－２２４－１２１２／FAX ０７６－２２２－８９００